

酪農乳業乳製品在庫対策基金要領

一般社団法人 Jミルク

制定 2022年2月28日

一部改正 2023年3月14日

一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業（以下、「本事業」という。）を実施するため、生産者及び乳業者からの財源拠出による酪農乳業乳製品在庫対策基金（以下、「本基金」という。）を造成するものとし、本基金に係る造成の方法、拠出金の額、手続き及び管理等については、本事業実施要綱のほか、この要領に定めるものとする。

（本基金の造成方法）

第1条 本基金を、生産者及び乳業者からの財源拠出により造成するため、Jミルクは、すべての生産者及び乳業者を対象とし、本基金への拠出を求めるものとする。

（本基金の拠出額）

第2条 生産者の拠出額は、2023年4月から2024年3月(2023年度)の生乳取引数量に1kg当たり40銭を乗じた額とする。

2 乳業者の拠出額は、2023年4月から2024年3月(2023年度)の生乳取引数量に同意する乳業者が任意で定める1kg当たり10銭から40銭を乗じた額とする。

また、拠出に同意した乳業者が乳製品在庫を削減するため、飼料用への転用や輸入調製品等との置き換えなど本事業を活用実施する場合に、大口需要者価格から実販売価格等、利益等相当分、本基金から助成を行う金額を差し引いた金額については、その経費明細を事業実績報告等で明らかにすることで、本基金へ拠出したものとして取り扱うものとする。

（本基金の拠出の手続き等）

第3条 Jミルクは、国内の生産者及び乳業者に本基金への拠出を募集することとし、拠出に同意する生産者及び乳業者は、別紙1「酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業賛同書」により申し込むものとする。

なお、畜産経営の安定に関する法律第2条の4項に定める第1号対象事業者（以下「生乳販売事業者」という。）に生産している生乳を販売（生乳販売の委託を含む）している生産者は、生乳販売事業者の定める方法により、生乳販売事業者として一括本基金への参加申し込みを行うことができる。また、生乳販売事業者は、加入する全国組織の定める方法により、全国組織として一括本基金への参加申し込みを行うことができる。

乳業者は、直接及び間接的に加入する一般社団法人日本乳業協会及び全国農協乳業協会（以下、「乳業団体」という。）の定める方法により、全国組織として一括本基金への参加申し込みを行うことができる。

2 本基金に参加申し込みした生産者及び乳業者は、別紙2「酪農乳業乳製品在庫対策事業本基金納入同意書」を締結の上、以下の方法により、Jミルクに納入するものとする。

一 生産者は、Jミルクに生乳取引数量を報告した上で、その生乳取引数量に応じた拠出金をJミルクに直接納入する。

ただし、第1項により生乳販売事業者として参加申し込みした生乳販売事業者は、Jミルクと納入同意書を締結し、生乳販売事業者を通じて納入することができる。さらに、畜産経営の安定に関する法律に基づく第1号対象事業者であって、北海道知事又は農林水産

大臣指定による生乳販売事業者が、本基金への同意をする場合、一般社団法人中央酪農会議（以下「中酪」という。）が、当該生乳販売事業者等の拠出を取りまとめ、Jミルクに納入することができる。

また、生乳販売事業者以外の事業者と生乳取引をしている乳業者が、当該生産者分の本基金拠出を受入れ支払う場合は、Jミルクに生乳取引数量を報告した上で、Jミルクが発行する拠出納入依頼書に基づき納入するものとする。

二 乳業者は、生乳取引数量を報告した上で、Jミルクが発行する拠出納入依頼書に基づき、Jミルクに直接納入するものとする。

なお、乳業団体に直接あるいは間接的に加盟している乳業者は、乳業団体と本基金拠出に関する納入同意書を締結するものとし、乳業団体から提出のあった拠出同意乳業者を取りまとめたリスト及び同意書の写しに基づき、Jミルクは、生乳販売事業者が取りまとめる各月の取引乳量の実績をもとに、乳業者に拠出金納入依頼書を発行するものとする。

三 前項により本基金に参加申し込みした生産者及び乳業者は、第2条に定める拠出額を、原則として当該月生乳取引数量に応じて毎月納入するものとする。なお、拠出者の要望に応じて四半期毎・半期毎・年間一括拠出など納入方法を設定できるものとする。

四 Jミルクは、酪農乳業の経営の安定に協力した事業者として、本基金に同意する生乳販売事業者及び乳業者並びに協力団体等を公表するものとする。

(本基金の管理)

第4条 本基金は、一般拠出金及び酪農乳業緊急対応基金、酪農乳業産業基盤強化基金と区分し管理するものとし、その方法については、別に定める「酪農乳業在庫対策基金管理規程」によるものとする。

(本基金による事業費の負担及び余剰金)

第5条 本事業は、原則として生産者と乳業者の負担割合を1対1として実施するものとする。なお、基金に余剰が発生した場合には、理事会において必要と認められれば、拠出者に対して拠出額等を勘案し繰戻できるものとする。

(消費税及び地方消費税の取り扱い)

第6条 本基金の財源に充てる拠出金は不課税とする。

(その他)

第7条 Jミルクは、本基金の拠出状況について、理事会に報告するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、本基金の造成・拠出等につき必要な事項については、Jミルク会長が別に定めることができる。

附則

- 1 この要領は、2022年4月1日より施行する。
- 2 この要領の改正は、2023年4月1日より施行する。

2023年 月 日

酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業賛同書

一般社団法人 J ミルク
会長 川村 和夫 様

(団体名・会社名・事業所名等)
(代表者名)

当会(組合・社)・当社・事業所は、酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業実施要綱の趣旨に賛同し、本事業に参加します。

2023年 月 日

酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業賛同書

一般社団法人 J ミルク
会長 川村 和夫 様

(団体名・会社名・事業所名等)
(代表者名)

当会は、酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業実施要綱の趣旨に賛同し、会員とともに
本事業に参加します。

2023年 月 日

酪農乳業乳製品在庫対策基金納入同意書

一般社団法人 J ミルク
会長 川村 和夫 様

(甲) (住所)
(団体名・事業所名等)
(代表者名)

当会(組合・社) (甲) は、一般社団法人 J ミルク (以下「J ミルク」という) の酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業 (以下「本事業」という) が実施する在庫対策基金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

- 1 本事業を円滑に推進するにあたり、J ミルクが別に定める酪農乳業乳製品在庫対策基金要領 (以下「本要領」という) に基づき、在庫対策基金を拠出する。
- 2 甲は、在庫対策基金として、生乳取引数量に 1 kg 当たり 40 銭を乗じた額を生産者から集金し、J ミルクが指定する口座に直接納入するものとする。
- 3 甲が在庫対策基金への拠出対象となる生乳取引期間は、2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日までとする。

以上

2023 年 月 日

酪農乳業乳製品在庫対策基金納入同意書

一般社団法人 J ミルク
会長 川村 和夫 様
一般社団法人中央酪農会議
会 長 中家 徹 様

(甲) (住所)
(団体名・事業所名等)
(代表者名)

当会(組合・社) (甲) は、一般社団法人 J ミルク (以下「J ミルク」という) の酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業 (以下「本事業」という) が実施する在庫対策基金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

- 1 本事業を円滑に推進するにあたり、J ミルクが別に定める酪農乳業乳製品在庫対策基金要領 (以下「本要領」という) に基づき、在庫対策基金を拠出する。
- 2 甲は、在庫対策基金として、生乳取引数量に 1 kg 当たり 40 銭を乗じた額を生産者から集金し、一般社団法人中央酪農会議を経由し J ミルクが指定する口座に納入するものとする。
- 3 甲が在庫対策基金への拠出対象となる生乳取引期間は、2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日までとする。

以上

2023 年 月 日

酪農乳業乳製品在庫対策基金納入同意書

一般社団法人 J ミルク
会長 川村 和夫 様

(甲) (住所)
(会社名・事業所名)
(代表者名)

当社・事業所(甲)は、一般社団法人 J ミルク(以下「J ミルク」という)の酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業(以下「本事業」という)の趣旨に賛同し、在庫対策基金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

- 1 本事業を円滑に推進するにあたり、J ミルクが別に定める酪農乳業乳製品在庫対策基金要領(以下「本要領」という)に基づき、在庫対策基金を拠出する。
- 2 甲は、在庫対策基金として、生乳取引数量に 1 kg 当たり
_____ 銭 を乗じた額とする。
(※乳業者の任意で 10~40 銭をご記入ください)
- 3 甲は、生乳販売事業者からの取引数量に基づき J ミルクから提示される在庫対策基金拠出納入依頼書における拠出額を J ミルクが指定する口座に直接納入するものとする。
なお、上記以外の生乳取引がある乳業者においては、取引先の生産者に基金拠出の意向を確認のうえ、その取引数量を乳業者分とあわせて J ミルクに報告し、J ミルクから提示される在庫対策基金拠出納入依頼書における拠出額を直接納入するものとする。
- 4 甲が在庫対策基金への拠出対象となる生乳取引期間は、2023 年 4 月 1 日~2024 年 3 月 31 日までとする。

以上

2023 年 月 日

酪農乳業乳製品在庫対策基金納入同意書

一般社団法人 J ミルク
会長 川村 和夫 様
一般社団法人日本乳業協会
会長 宮原 道夫 様

(甲) (住所)
(会社名・事業所名)
(代表者名)

当社・事業所（甲）は、一般社団法人 J ミルク（以下「J ミルク」という）の酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業（以下「本事業」という）の趣旨に賛同し、在庫対策基金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

- 1 本事業を円滑に推進するにあたり、J ミルクが別に定める酪農乳業乳製品在庫対策基金要領（以下「本要領」という）に基づき、在庫対策基金を拠出する。
- 2 甲は、在庫対策基金として、生乳取引数量に 1 kg 当たり
_____ 銭 を乗じた額とする。
(※乳業者の任意で 10～40 銭をご記入ください)
- 3 甲は、生乳販売事業者からの取引数量に基づき J ミルクから提示される在庫対策基金拠出納入依頼書における拠出額を J ミルクが指定する口座に直接納入するものとする。
なお、上記以外の生乳取引がある乳業者においては、取引先の生産者に基金拠出の意向を確認のうえ、その取引数量を乳業者分とあわせて J ミルクに報告し、J ミルクから提示される在庫対策基金拠出納入依頼書における拠出額を直接納入するものとする。
- 4 甲が在庫対策基金への拠出対象となる生乳取引期間は、2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日までとする。

以上

2023 年 月 日

酪農乳業乳製品在庫対策基金納入同意書

一般社団法人 J ミルク
会長 川村 和夫 様
全国農協乳業協会
会長 大久保 克美 様

(甲) (住所)
(会社名・事業所名)
(代表者名)

当社・事業所（甲）は、一般社団法人 J ミルク（以下「J ミルク」という）の酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業（以下「本事業」という）の趣旨に賛同し、在庫対策基金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

- 1 本事業を円滑に推進するにあたり、J ミルクが別に定める酪農乳業乳製品在庫対策基金要領（以下「本要領」という）に基づき、在庫対策基金を拠出する。
- 2 甲は、在庫対策基金として、生乳取引数量に 1 kg 当たり
_____ 銭 を乗じた額とする。
(※乳業者の任意で 10～40 銭をご記入ください)
- 3 甲は、生乳販売事業者からの取引数量に基づき J ミルクから提示される在庫対策基金拠出納入依頼書における拠出額を J ミルクが指定する口座に直接納入するものとする。
なお、上記以外の生乳取引がある乳業者においては、取引先の生産者に基金拠出の意向を確認のうえ、その取引数量を乳業者分とあわせて J ミルクに報告し、J ミルクから提示される在庫対策基金拠出納入依頼書における拠出額を直接納入するものとする。
- 4 甲が在庫対策基金への拠出対象となる生乳取引期間は、2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日までとする。

以上